

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年5月21日)

【件名】

- 1 障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチームの設置について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 社会福祉法人あすなろ会に対する改善勧告について
(障がい福祉課)・・・3
- 3 一般社団法人明友会の施設売却について
(長寿社会課)・・・5
- 4 「支え愛」まちづくり会議の開催結果について
(長寿社会課)・・・6
- 5 第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実施計画等について
(全国障がい者芸術・文化祭課)・・・7
- 6 「子育て同盟サミットinなごの」の開催について
(子育て応援課)・・・9
- 7 子育て王国とっとり会議の設置について
(子育て応援課)・・・12
- 8 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について
(青少年・家庭課)・・・13
- 9 講演会情報メール配信における個人のメールアドレスの流出について
(子ども発達支援課)・・・18
- 10 鳥取県と全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部による鳥取県民の健康づくりの
推進に向けた包括的連携に関する協定の調印について (健康政策課)・・・19
- 11 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな基金制度について
(医療政策課)・・・20
- 12 ドクターヘリの運航実績及びドクターカーの運行実績等について
(医療政策課)・・・23

福祉保健部

障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチームの設置について

平成26年5月21日

障がい福祉課

障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向け、部局横断的に取組を進めるため、庁内に「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチーム」を設置し、第1回目の会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクトチーム

(1) 設置目的 障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向け、全庁で情報・課題を共有し、部局横断的に取組を進める。

(2) 構成 統轄監（チーム長）
各部局長

（ 未来づくり推進局、危機管理局、総務部、地域振興部、
文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、
農林水産部、県土整備部、会計管理者、教育委員会、警察本部 ）

(3) 検討テーマ

- ・公共施設等のバリアフリー化
- ・差別的取扱いの洗い出し、県の手続き等の見直し
- ・情報アクセス・コミュニケーション支援
- ・障がい者優先調達の推進
- ・障がい者計画の策定

(4) 検討スケジュール（予定）

| 期日 | 会議等種別 | 内容 |
|----------|----------------------|--|
| 4月22日（火） | 第1回PT会議 | ・目的、スケジュール、進め方等の確認 |
| 5月1日（木） | 第1回合同幹事会 | ・分野ごとの課題認識、取組状況等の共有 ・取組方針の確認、意見交換 等 |
| 5月20日（火） | 障がい当事者から 意見を聴く会 | ・障がい当事者からの現状把握、意見聴取 |
| 5月23日（金） | | ・課題解決に向けた意見交換 等 |
| 7月（予定） | 事業者・関係機関 から意見を聴く会 | ・事業者・関係機関からの現状把握、意見聴取 ・課題解決に向けた意見交換 等 |
| 9月（予定） | 第2回合同幹事会 | ・各分野での施策等へのとりまとめ状況確認 |
| | 第2回PT会議 | ・新規事業、取組に関する意見交換 等 |
| 1月（予定） | 第3回合同幹事会 | ・各分野での施策等への反映結果の共有 |
| 3月（予定） | 第3回PT会議 | ・次年度以降の取組方針の確認 等 |

2 第1回PT会議

(1) 日時 平成26年4月22日(火) 10:00~11:00

(2) 場所 特別会議室(県庁議会棟3階)

(3) 出席者 統轄監、各部局長等

(4) 主な意見等

【公共施設等のバリアフリー化】

- ・ 芸術文化祭に向けたバリアフリーの対応は、芸術文化祭の推進本部で議論しており、このPTではもう少し先を見据えた議論を行う。
- ・ 道路のバリアフリーについては従来から障がい者団体の意見を聴きながらきめ細かに対応している。さらに、芸術文化祭に向けて、横断歩道と歩道の段差を視覚障がい者・車いす利用者のいずれにも支障のない形で解消することとしている。
- ・ ホテル等のバリアフリーは、もう少し使いやすい補助制度を求める事業者の声もあるので、よくご意見をお聴きして、制度設計を考えていきたい。
- ・ 公共交通機関や観光施設等、事業者の意見をよくお聴きして、支援策を検討する必要がある。
- ・ 公共施設は災害時に避難所となる場合も多いので、公共施設のバリアフリー化は避難所の環境改善にもつながる。
- ・ ユニバーサルデザインの観点からもバリアフリーを考えてみたい。
- ・ 施設内での火災、災害等発生時の避難誘導の方法などの検討も必要となる。

【差別的取扱いの洗い出し、県の手続き等の見直し】

- ・ 県の手続きではないかもしれないが、例えば視覚障がい者の方からは、「手続きとして自署を求められる場合があり困る」といった話を聞く。
- ・ 「あいサポーター」が20万人を超えたが、県庁内でも改めて「あいサポート運動」についてしっかり取り組むこととしている。

【情報アクセス・コミュニケーション支援】

- ・ 公共交通の遅延情報の対応について、マンパワーでの対応も含めて、事業者に働きかけている。
- ・ 緊急通報については、FAXやメールによる対応も行っている。

【障がい者優先調達の推進】

- ・ 県だけでなく、指定管理者における優先調達についても考えてみたい。
- ・ 共同受注窓口など、発注と受注をつないで優先調達がしやすい仕組みづくりを検討していきたい。

【障がい者計画の策定】

- ・ 計画は障がい福祉課が関係課と調整しながら策定作業を進めるが、PTのテーマとなっている分野も関連するので、PTで方向性が出て来たものは計画に取り込んでいく。

社会福祉法人あすなろ会に対する改善勧告について

平成26年5月21日

障がい福祉課

社会福祉法人あすなろ会が運営する障害者支援施設「松の聖母学園」で発生した障がい者に対する虐待事案について、当該法人に対し4月30日付けで改善勧告を行いましたので、報告します。

1 虐待事案の概要

- (1) 虐待のあった施設 障害者支援施設「松の聖母学園」
(鳥取市白兎12-1、定員：100名、施設長：影井 愛巳^{かげい よしみ})
- (2) 虐待の発生日 平成25年12月6日ほか
- (3) 虐待の位置づけ
障害者虐待防止法第2条第7項に基づく「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」
- (4) 加害職員
A 男性 50歳代 副主幹（生活支援員）
B 女性 50歳代 嘱託（生活指導員）
- (5) 虐待として認定した件数 7件（次のとおり）

- ① 利用者A（男性 30歳代 知的障がい）に対する虐待（平成25年12月6日）
加害職員Aが風呂で利用者Aの頭を押さえ湯船に顔を付けた。（身体的虐待）
- ② 利用者A（男性 30歳代 知的障がい）に対する虐待（平成25年9月5日）
加害職員Bがバインダーで利用者Aの頭部を殴打し、4針縫う外傷を負わせた。（身体的虐待）
- ③ 利用者B（男性 30歳代 知的障がい）に対する虐待（平成25年）
加害職員Aが利用者Bの目の前で食事を捨てた（身体的虐待・ネグレクト）
- ④ 利用者C（男性、30歳代、知的障がい）に対する虐待（平成26年）
加害職員Aが利用者Cの鼻をつまんで食事をさせた。（身体的虐待）
- ⑤ 利用者D（男性 50歳代 知的障がい）に対する虐待（平成25年6月8日）
利用者Dが臀部にかなり大きな外傷を負っていたにもかかわらず、加害職員Aの指示により受診させなかった。（ネグレクト）
- ⑥ 利用者E（男性 40歳代 知的障がい）に対する虐待（平成26年2月11日）
加害職員Aが朝食時に利用者Eを突き飛ばし頭部を強打させる。（身体的虐待）
- ⑦ 複数名の利用者に対する虐待
不穏状態になった利用者を居室対応（自分の部屋で過ごすこと）する場合に、加害職員Aの指示で中から扉が開かないようにした。やむを得ず身体拘束を行う場合には個別支援計画に記載が必要だが記載が無かった。（身体的虐待）
*③、④については発生日が特定できなかった。
*⑦については発生日、被害者が特定できなかった。

2 勧告の内容

(1) 勧告の日 平成26年4月30日(水)

(2) 勧告の相手方 社会福祉法人あすなる会 理事長 相澤 英之

(3) 勧告の位置づけ 障害者総合支援法第49条第2項及び第51条の4第1項に基づく「勧告」

(4) 勧告理由

ア 施設利用者に対する虐待が行われており、障害者総合支援法及び鳥取県障害者支援施設に関する条例に従った適正な事業運営をしていない。

イ 虐待防止マニュアルが古い、施設長及び加害職員が相談窓口や虐待防止受付担当者であるなど虐待防止への実効性ある措置が不十分である。

ウ 虐待事案が内部告発という形で発覚したことから、法人や事業所として業務を管理する体制が機能しておらず、適正な業務管理体制を整備していない。

(5) 勧告事項

ア 松の聖母学園における虐待事案の全貌を調査し、その結果を報告すること。

イ 松の聖母学園利用者の人権の擁護、虐待防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供を実践すること。

ウ 松の聖母学園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために万全な体制を整備すること。

エ 適正な事業運営を確保するため、法人の業務管理体制を再度見直すとともに、どのようにすれば虐待防止ができるのか、内部告発以前に施設内・法人内で問題に対処できるようにするためにはどのような取組が必要か職員も含め検討し、必要な措置を講ずること。

(6) 報告期限 平成26年6月30日(月)

3 今回の事案を踏まえた県の対応

(1) 社会福祉法人所管課(福祉保健課)と連携し、継続的にあすなる会に対する指導を実施する。

(2) 県内の障害福祉サービス事業所(192法人、341事業所)に対し、虐待防止対策の徹底について通知した。(4月30日)

(3) 県内の障害者支援施設(11法人、21施設)の施設長を対象に、施設内虐待防止の会議・研修会を開催する。(5月29日)

(4) 県主催の虐待防止研修に県内全ての障害福祉サービス事業所の管理者等を参加させる。(今秋以降実施予定)

(5) 本年度の障害福祉サービス事業所等に対する実施指導及び集団指導において、虐待防止について重点的に指導する。

(6) 障がい福祉サービス事業所等従業者向けの各種研修において、虐待防止の注意喚起を行う。

【参考】勧告までの経過

| 年月日 | 内容 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| H26/3/26 | 障がい福祉課に施設内虐待に係る匿名の内部告発文書が届く |
| H26/4/3,7,10,11,14,23 | 東部福祉保健事務所及び鳥取市による聞き取り調査(任意) |
| H26/4/25,28 | 東部福祉保健事務所による立入り調査(総合支援法に基づく)により虐待を認定 |
| H26/4/28 | あすなる会が松の聖母学園における虐待事案について公表 |
| H26/4/30 | 県があすなる会に対し改善勧告、公表 |

一般社団法人明友会の施設売却について

平成26年5月21日
長寿社会課

一般社団法人明友会（理事長：村田孝明）と県は、デイサービス事業の指定を巡り係争中ですが、このたび、明友会の対象施設（オアシス倉吉）及びその土地が売却されましたので報告します。

1 売却先

- (1) 商号 アクア株式会社
- (2) 設立 平成26年3月3日
- (3) 資本金 100万円
- (4) 所在地 倉吉市福守町406-6（施設所在地）
- (5) 代表者 小林 美喜枝 氏

2 これまでの主な経緯

| | |
|-------------|---|
| H23. 12. 2 | 中部総合事務所に、明友会から「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は指定を保留。 |
| H24. 2. 9 | 明友会が、県に審査請求書を提出。 |
| H24. 10. 4 | 明友会が鳥取地裁に提訴 ※「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本 |
| H25. 1. 29 | 県は指定の拒否処分を決定。（明友会はこれに合わせ訴因を変更） |
| H25. 7. 30 | 鳥取地裁が県に、指定を仮に義務付ける命令を決定。 |
| H25. 8. 6 | 県は即時抗告を行うとともに、命令に基づき明友会の通所介護事業等を「仮に指定」 |
| H25. 12. 20 | 広島高裁松江支部が、鳥取地裁の行った仮の義務付け命令の取り消しを決定。 |
| H25. 12. 27 | 明友会が最高裁に特別抗告を行うとともに、許可抗告を申立て。 |
| H26. 1. 21 | 広島高裁松江支部は、許可抗告を決定。最高裁で介護保険法第70条第2項2号3号等の解釈が行われることとなる。 |
| H26. 1. 22 | 県は「オアシス倉吉」に対し行っていた「仮の指定」を取消。 |
| H26. 4. 4 | 明友会及び村田實氏が、「オアシス倉吉」に関する建物及び土地をアクア株式会社に売却。 |
| H26. 5. 7 | 明友会は、公判の中で施設等売却を認めるとともに、次回公判（平成26年6月20日）までに今後の方針を明らかにすると陳述。 |

「支え愛」まちづくり会議の開催結果について

平成26年 5月21日
長 寿 社 会 課

住み慣れた地域で、誰もが安全・安心に生活が続けられることができるまちづくりを進めることを目的とする「支え愛」まちづくり会議(プロジェクトチーム)の今年度第1回の会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 開催日時

5月14日(水) 13:30~16:00

2 場 所

県庁・第2庁舎 第20会議室

3 議題等

(1)「支え愛」活動の推進について

参加:鳥取力創造課、消防防災課、とっとり暮らし支援課、警察本部安全企画課、
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、長寿社会課

(2)災害時における要配慮者の避難について

参加:原子力安全対策課、福祉保健課、障がい福祉課、医療政策課、
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、長寿社会課

4 概 要

- ・「支え愛」の活動の推進については、各課の支援制度や地域福祉関係のNPO法人の活動状況等について情報を交換し、地域の抱える課題の解決に向けた連携の可能性等について検討した。
- ・原子力発電所の事故に伴う施設入所者等の避難計画の修正案について説明し、課題等を洗い出し、発災時の円滑な運用に向けて関係課・機関で詳細を詰めていくことを確認した。

5 参 考

「支え愛」まちづくり会議(プロジェクトチーム)について

(1)設置年度 平成23年度

(2)構 成

チーム長:福祉保健部長(平成26年度から)

メンバー:平成24年度までは主に外部の方を委員とし意見交換の場としていたが、
現在は庁内関係課による会議。

(3)今後の予定

第2回 8月(予定) 「支え愛」活動の取組状況、要配慮者の避難計画(案)等の確認

第3回 3月(予定) 平成26年度の実施状況と平成27年度の取組方針の確認

第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実施計画等について

平成26年5月21日
全国障がい者芸術・文化祭課

平成26年4月30日(水)に開催した第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会において、「あいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会)」の実実施計画等について決定しましたので、報告します。

1 大会実施計画の決定

「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実施計画【概要版】」は、別添資料のとおりです。

2 大会新キャラクターの名前決定

(1) 名 前 「パレットくん」

(2) 趣 旨

「アトリピー」とともに大会を盛り上げるために、障がいのある方がデザインした「新キャラクター」を制作して、多くの方に大会に親しんでいただくため、名前を全国から募集した。

(3) デザイン

難病である筋ジストロフィーと戦いながら、自宅でデザインやビデオの動画編集の仕事を行っておられる若桜町の山本拓司さんにデザインしていただいたもの。

(4) 命名者

はせがわ しゅうま
長谷川 聖馬くん(米子市立福生西小学校6年生)

※「パレットくん」には、6人から応募があり、抽選の結果、長谷川くんが選ばれました。

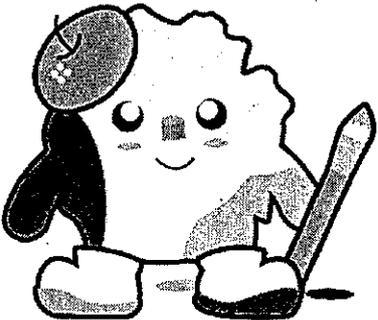
(5) 募集状況

① 募集期間 2月14日(金)～3月24日(月)

② 応募作品 1,087作品

<「パレットくん」の概要>

「似顔絵を描いて踊れるみんなに元気を与えるキャラクター」



- ・出生 子どもが描いたキャンバスから飛び出した。
- ・色形 子どもが描いたキャンバスから飛び出したので頭がギザギザ。飛び出した際、絵の具をこぼして体にまだらな色がついた。
- ・性格 おっちょこちょい。
- ・特技 似顔絵を描くこと。 踊ること。
- ・動き 歩くと音が鳴る。
- ・決めポーズ 筆で被写体を見ながら絵を描き、完成したら筆を一振り。

3 大会テーマソングの決定

(1) テーマソング 「あなたと一緒に歌いたい」(昭和62年、作詞作曲)

作詞 山田光子(白兔養護学校児童の保護者)

作曲 益田健太郎(現 益田兼大朗)

(2) 経緯

鳥取県教育委員会が行っている特別支援学校の共通テーマ曲を決めるプロジェクト会議が開催され、白兔養護学校児童の保護者が作詞した曲で、毎年白兔養護学校の入学式で歌われてきた歌があり、その歌を大会における特別支援学校共通のテーマソングに決定した。

また、大会当日は、メッセージコンサートを精力的に行っている鳥取県出身の女性デュオ「Paix 2 (ペペ)」とコラボで一緒に手話付きで合唱するとともに、この曲を手話普及のために活用することとした。

(3) 大会テーマソングとした理由

昭和62年に、白兔養護学校児童の保護者が、子どもの「元気の素」「応援歌」として作詞されたもので、障がいのある子どもへの愛情にあふれ、共に生きていくことが書かれており、大会のテーマである「障がいを知り、共に生きる」に合致していること。

<「あなたと一緒に歌いたい」歌詞>

| | |
|----------------|---------------|
| 1 青い空が あるかぎり | 私の心も 澄みきって |
| 明るい声があるかぎり | 私の心も 歌いだす |
| 空に向かって 大きな声で | 一緒に歩いて ゆきましよう |
| そんな歌を 歌いたい | あなたと一緒に 歌いたい |
| 2 私にあなたが いるかぎり | 私は強く 生きられる |
| 明るい笑顔があるかぎり | 私の心も 夢を見る |
| 空に向かって 悲しまないで | 明日を信じて ゆきましよう |
| そんな歌を 歌いたい | あなたと一緒に 歌いたい |
| 空に向かって 元気な声で | 今日も楽しく ゆきましよう |
| そんな歌を 歌いたい | あなたと一緒に 歌いたい |

「子育て同盟サミット in ながの」の開催について

平成26年5月21日
子育て応援課

「子育て同盟」の加盟県知事が子育て支援施策について協議・国への提言等を行うため「子育て同盟サミット in ながの」を松本市で開催します。この度のサミットにおいて、山口県が子育て同盟に加盟する予定です。

1 「子育て同盟サミット in ながの」の概要

- (1) 日 時 平成26年5月31日(土) 午前9時00分～12時30分
- (2) 場 所 まつもと市民芸術館 小ホール(長野県松本市深志3-10-1)
- (3) 主な内容
 - ① 歓迎イベント
SK松本ジュニア合唱団
 - ② 来賓挨拶
女性活力・子育て支援担当大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策) 森 まさこ氏(予定)
 - ③ 講演
「10人育児中! -助産師と母親の立場から見た出産、子育て-」
助産師 小林 寿子氏(助産院「ばぶばぶ」院長)
[略歴]
1974年生まれ。大阪府出身。4男6女の母親として育児に奮戦しながら、助産院「ばぶばぶ」の院長として、妊婦や母子の支援に取り組んでいる。本年3月に10人目のお子さんを出産。
 - ④ 各県知事、森大臣、講師による子育て議論
 - ⑤ 「国への提言」発表等

《参考》

子育て同盟について

人口減少・少子化に歯止めをかけるため、子育て支援施策に意欲的に取り組む自治体が、平成25年4月に「子育て同盟」を発足。情報交換や情報発信を行うことによって、全国的な機運醸成を図るとともに、共同事業に取り組んでいます。

【参加県】

宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県の10県でスタート

※H26年5月31日開催の「子育て同盟サミット in ながの」において、山口県が新たに加盟予定。

【主な活動】

(1) 共同事業

- ①ポータルサイトの共同運営 「はぐくみ支援ポータルサイト」
- ②共同啓発事業 『子育て同盟「出会い・育児の日」』を設定し、同盟県で県民に対する啓発活動を実施
- ③子育て応援企業の表彰制度の創設
- ④地方の少子化対策について調査・分析・企画を行う共同チーム

情報発信WG

機運醸成結婚支援WG

WLB・企業WG

提案要望WG

(2) 子育て同盟サミットの開催

第1回 平成25年7月28日(日) (於:鳥取県米子市)

・公開首脳会議、共同声明発表等を行った。

(3) 国への提言・要望

- ・平成25年8月 8日 「子育て支援・少子化対策にかかる緊急提言」について、森少子化対策担当大臣等に要請
- ・平成26年4月17日 森女性活力・子育て支援担当大臣を訪問し、地域少子化対策強化交付金や地域の現況に関する意見交換を行った後、提言書を提出

～ 11県の知事が語る子育て支援の未来～

子育て同盟サミット in ながの

5/31
土

会場：まつもと市民芸術館【小ホール】

時間：9:00～12:30

参加
無料

開催プログラム

● 歓迎イベント (SK松本ジュニア合唱団)

● 来賓挨拶

女性活力・子育て支援担当大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)
森まさこ氏 予定



● 講演

講師：助産院「はるはる」院長 小林 寿子氏
10人育児中！～助産師と母親の立場から見た出産・子育て～

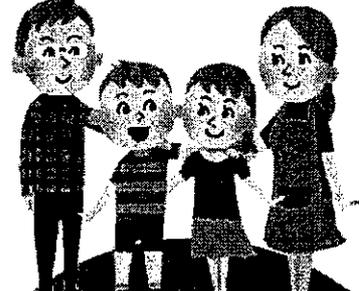
経歴
1974年生まれ、大阪府出身。4男6女の母親として育児に奮闘しながら、助産院「はるはる」の院長として、地域や母子の支援に取り組んでいる。本年3月に10人目の赤ちゃんを出産。



● 各県知事、森大臣、講師による
子育て講演

● 「国への提言」発表

● 記者会見



「子育て同盟」とは

人口減少・少子化に歯止めをかけるため、子育て支援施策に意欲的に取り組む自治体が、平成25年4月に「子育て同盟」を発足。情報交換や情報発信を行うことによって、全国的な機運醸成を図るとともに、共同事業に取り組んでいます。

● 定員あり (要事前申込 / tel.026-235-7207)

○ 定員：先着10名 ○ 申込期限：5月21日(水)

○ 対象：2歳～未就学児童



宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県、山口県
平成25年4月に10県でスタートし「子育て同盟サミットinながの」において、山口県が新たに加盟します。

申込期限：5月21日(水)



長野県県民文化部次世代サポート課宛
FAX：026-235-7087 / E-mail shoushika@pref.nagano.lg.jp

「子育て同盟サミット in ながの」参加申込書

- 日 時：5月31日(土) 9:00~12:30
- 会 場：まつもと市民芸術館
(長野県松本市深志3-10-1 TEL：0263-33-3800)
- 参加費：無料

| | | |
|------------|--------|-----|
| 団体名 | | |
| 住所 | 〒 | |
| 担当者名 | | |
| 担当者 連絡先 | 電話番号 | FAX |
| | E-mail | |

参加者名簿

| フリガナ お名前 | 所属・役職 |
|-------------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※ 本書に記載される個人情報につきましては、本会参加者管理業務のために利用させていただきます。

お申し込み・お問い合わせ先

- 子育て同盟サミット in ながの事務局(長野県県民文化部次世代サポート課内)
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL / 026-235-7207 FAX / 026-235-7087
E-mail / shoushika@pref.nagano.lg.jp

子育て王国とっとり会議の設置について

平成26年5月21日
子 育 て 応 援 課

平成26年3月25日に公布・施行した子育て王国とっとり条例に基づき、次のとおり「子育て王国とっとり会議」を設置し、5月26日（月）に第1回会議を開催します。

(1) 設置根拠

子育て王国とっとり条例第12条

(2) 担当業務

- ア 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
- イ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
- ウ 子ども・子育て支援法により、県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。等

(3) 設置年月日 平成26年5月26日

(4) 委員構成 委員22名（会長は、互選）

| 分 野 | | 職 名 等 | 氏 名 |
|----------------|----------|---------------------------------|--------|
| 学識経験者 | | 鳥取短期大学附属幼稚園・保育園長 | 中嶋 邦彦 |
| 公募委員 | | 児童厚生員 | 宮前 直美 |
| | | 保育サポータークローバーキッズ代表 | 森井 由美子 |
| 子育て中の人 | 幼児期 | 鳥取市保育園後援会連合会長 | 藤原 敬司 |
| | 小中学校期 | 鳥取県PTA協議会理事 | 吉澤 春樹 |
| 他県からの移住者 | 大阪→青谷 | カフェ&ペンション「デルマー」経営 | 島内 武文 |
| | 東京→佐治 | 金田ありのみ農園経営 | 金田 透 |
| 将来子育てを行う人 | 学生 | 鳥取環境大学3年生 | 別所 絵梨 |
| 地域で子育てを支援している人 | 東部 | ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表 | 塚田 比佳里 |
| | 西部 | NPO法人えがおサポート Leaf & CHUCHU 代表理事 | 藤澤 幸恵 |
| 児童福祉 | 保育所 | 赤碓保育園長 | 福田 泰雅 |
| | 母子生活支援施設 | 鳥取県母子生活支援施設協議会長 | 大塩 孝江 |
| | 認定こども園 | 認定こども園かいけ幼稚園・かいけすまいる保育園長 | 頼田 知子 |
| 保健・医療 | 医師（小児科） | 谷本こどもクリニック副院長 | 谷本 弘子 |
| | 保健師 | 琴浦町健康対策課保健師 | 村田 真由美 |
| 教育 | 幼稚園 | 愛真幼稚園長 | 伊達 季代子 |
| | 家庭教育 | 家庭教育アドバイザー | 佐伯 陽子 |
| 産業 | | (株)日本海自動車学校総務課長 | 山本 友子 |
| | | 鳥取県商工会青年部連合会長 | 高井 清貴 |
| 労働 | | 社会保険労務士 | 前村 幸子 |
| 市町村 | 市 | 鳥取市福祉保健部健康子育て推進局児童家庭課長 | 木村 義彦 |
| | 町村 | 若桜町町民福祉課長 | 矢部 康樹 |

(5) 第1回会議の内容（予定）

- 会議の趣旨、スケジュール説明
- 会長の選出について
- 子育て王国とっとり推進指針について
- 子ども・子育て支援新制度について 等

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

平成26年5月21日
青少年・家庭課

1 経緯

ゲーム機や携帯音楽プレーヤーからもインターネットに接続して、有害情報にアクセス可能な状況になってきており、従来の携帯電話のフィルタリングだけでは不十分な状況となっている。このため、保護者が青少年のインターネットの利用を管理するための措置（ペアレンタルコントロール）を行うこと（努力義務）、及びゲーム機等の販売業者の協力義務を盛り込む改正を検討してきました。このたび改正案として取りまとめましたので、今後パブリックコメントを実施し、6月定例県議会に提出したいと考えています。

2 改正案の概要

- (1)保護者が青少年のインターネットの利用を管理するための措置（ペアレンタルコントロール）を行うよう努めることを追加。

<現在検討中の改正案>

（安全にインターネットを利用できる環境の整備）

第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。

- (1) インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（※1）であって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。
 - ア 第11条第1項各号のいずれかに該当する情報（※2）
 - イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報
- (4) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

- (2)ゲーム機等の販売業者に対し、当該機器がインターネットに接続する機能を有することなどを説明し、その内容を記載した書面を購入者に交付する義務規定を追加。

<現在検討中の改正案>

（インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等）

第12条の3 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該機器において、携帯電話インターネット接続役務（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務（※3）をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（その変更契約を含む。以下同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を併せて行う場合
- (2) 当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合
- (3) 当該機器の機能又は使用形態から青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するおそれがないと認められる場合として規則で定める場合

3 県政参画電子アンケートの実施（アンケート結果は、別添1のとおり）

(1)実施期間 平成26年5月8日（木）～5月16日（金）

(2)調査対象 452人（回答者数 415人 回答率 91.8%）

4 スケジュール（案）

- ・5月下旬 パブリックコメントの実施（常任委員会終了後）
- ・6月 県議会へ条例案提出
- ・7月～9月 条例の周知（関係事業者への説明会、保護者等への周知）
- ・10月1日 条例施行

（参考）

- ※1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）をいう。

- ※2 鳥取県青少年健全育成条例 第11条第1項各号のいずれかに該当する情報

第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (4) 次に掲げる物を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）

イ 薬物に該当しない物で、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの

- ※3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

平成 26 年度 県政参画電子アンケート
『鳥取県青少年健全育成条例の改正に係るアンケート』結果

総数 415 件

(問1)ゲーム機等にインターネットの通信(接続)機能のある機種があることを知っていますか？

- 1 はい 372 人 89.6%
2 いいえ 42 人 10.1%

(問2)実際にゲーム機等でインターネットなどの通信機能を利用していますか？

- 1 はい 88 人 21.2%
2 いいえ 324 人 78.1%

(問3)ゲーム機等にフィルタリングなど、保護者がインターネットの利用を制限したり、管理したりする機能があることを知っていますか？

- 1 はい 313 人 75.4%
2 いいえ 99 人 23.9%

(問4)問3のフィルタリング等の機能を実際に使っていますか？

- 1 使っている
(⇒問5へ進んでください) 44 人 10.6%
-
- 2 18歳未満の子
がいないため使
ていない 225 人 54.2%
-
- 3 18歳未満の子
はいるが、使っ
ていない(問6へお
進みください) 141 人 34%

(問5)フィルタリング等の設定はどなたがされましたか。

- 1 家族 47 人 11.3%
2 販売業者 7 人 1.7%
3 その他 10 人 2.4%

(主なその他意見)

・子ども自身

(問6)フィルタリング等の設定を行わなかった理由は何ですか。

- | | | |
|-------------------------------|-----|-------|
| 1 機能があることを知らなかった | 8人 | 1.9% |
| 2 機能があることは知っていたが、設定方法が分からなかった | 17人 | 4.1% |
| 3 設定の必要性を感じなかった | 25人 | 6% |
| 4 ゲーム機等でインターネット接続機能を使わないため | 74人 | 17.8% |
| 5 その他 | 31人 | 7.5% |

(問7)保護者による有害情報の閲覧制限(以下、「ペアレンタルコントロール」という。)を促進するために必要と思われる方法は何ですか<複数回答可>

(注)ペアレンタルコントロールの一例

- 1)フィルタリング機能の活用<情報を選択する機能を活用して有害情報の受信を防止すること>
- 2)インターネットの閲覧自体を制限すること
- 3)ゲーム機等を使用する時間及び場所の制限<家庭内のルール作り>

- | | | |
|--------------------------|------|-------|
| 1 保護者に対する意識啓発 | 341人 | 82.2% |
| 2 ゲーム機等の販売業者による保護者に対する説明 | 199人 | 48% |
| 3 その他 | 25人 | 6% |

(主なその他意見)

- ・規制(物理的な規制を含む)
- ・子どもに対する意識付け

(問8)青少年の保護者に対して、携帯電話機器だけでなく、インターネットに接続できるゲーム機等の利用に際して、ペアレンタルコントロール等適切な利用の確保について努力義務を規定することについて、どう思われますか。

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| 1 規定することに賛成 | 232人 | 55.9% |
| 2 特に反対はしない | 102人 | 24.6% |
| 3 当然のことであり、規定までは必要ない | 52人 | 12.5% |
| 4 分からない | 12人 | 2.9% |
| 5 その他 | 14人 | 3.4% |

(主なその他意見)

・効果に期待できない

(問9)携帯電話販売業者等と異なり、ゲーム機等の販売業者については、青少年の有害情報の閲覧防止に関して、法律上義務はなく、条例上も現在は規定がありません。条例上、ゲーム機等販売業者に保護者に対するペアレンタルコントロールの説明を義務付けることについてどう思いますか。

1 義務付けることについて賛成 252人 60.7%

2 特に反対はしない 91人 21.9%

3 (インターネット接続機能の利用をしない場合もあり)本来は保護者が責任を持って行うべきことで、販売業者への義務付けまでは不要

4 分からない 9人 2.2%

5 その他 6人 1.4%

(主なその他意見)

・効果に期待できない

(問10)ゲーム機等使用する際の家庭内のルールはありますか

1 ある 119人 28.7%

2 ない 89人 21.4%

(問11)家庭内のルールとはどんなものですか<複数回答可>

1 使用時間を決めている 97人 23.4%

2 インターネット接続機能の利用を制限している 42人 10.1%

3 使用する場所を決めている 47人 11.3%

4 その他 15人 3.6%

(主なその他意見)

・親の管理の下でのみ使用させる

講演会情報メール配信における個人のメールアドレスの流出について

平成26年5月21日
子ども発達支援課

総合療育センターの職員が、保護者交流会の会員宛に情報提供（講演会の案内）のメールを一斉送信した際、会員のメールアドレスを「b c c」ではなく、誤って「宛先」に入力したため、会員のメールアドレスが会員間に流出してしまった。

なお、会員全員に対して、電話で謝罪するとともに、誤って送信したメール（流出した個人のメールアドレス）の削除を依頼・確認済である。

記

1 事実の確認日時 平成26年4月25日（金） 午前10時25分頃

2 確認の経過

4月25日（金）の午前10時15分頃、会員宛に情報発信のメールを送ったところ、1名の会員から、「他人のアドレスが見える状態で一斉メールが届いた」との電話連絡が総合療育センターにあった。

【配信からの経過】

10時15分 講習会情報のメールを一括配信

10時23分 受信者（会員）の1名から、「他の人のメールアドレスが見える状態でメールが届いた」と連絡がある。その後、担当者が送信履歴で流出を確認した。

3 原因

担当者が講演会情報を送信する際、会員のメールアドレスを「b c c」ではなく、誤って「宛先」に入力し、そのまま配信してしまった。

4 流出した情報等

- (1) 流出した個人情報の内容 会員のメールアドレス
- (2) 流出した件数 105件

5 対応状況

- (1) メール配信による対応（4月25日（金）午前11時22分に配信）
 - ・メールアドレスが見える状態でメールを送信したことについて、関係者全員に謝罪。
 - ・併せて、個人情報が含まれるため送信メールの削除を依頼。
- (2) 電話による関係者への謝罪
4月25日（金）から26日（土）にかけて、すべての会員に電話で謝罪するとともに、メール削除の依頼・確認を行った。
- (3) 県立障がい児施設への通知
4月30日（水）付けで、各県立障がい児施設に対して、個人情報を適正に管理し取り扱うよう通知した。

6 再発防止策

- (1) 今回のように、複数の個人情報を送信する場合においては、複数職員での確認体制を周知徹底する。
- (2) 個人情報保護に係る研修会等を実施するなどして、各職員の個人情報の適正管理に係る意識の向上を図る。

鳥取県と全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部による鳥取県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定の調印について

平成26年5月21日
健康政策課

鳥取県と全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部は、相互に連携・協働して県民（特に働き盛り世代）の健康づくりを推進していくため、「鳥取県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結することとし、下記のとおり調印式を行いました。

記

1 調印式の概要

- (1) 日時 平成26年5月12日（月）午前10時～10時30分
- (2) 場所 知事公邸第一応接室
- (3) 出席者 全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部長 石本健一
鳥取県知事 平井伸治

2 協定名称

鳥取県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定

3 協定の内容

(1) 目的

「鳥取県健康づくり文化創造プラン」の理念・目的である「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すための取組を、連携・協働して進めることにより、県民の健康的な生活の実現を図っていくことを目的とする。

(2) 連携・協働事項

- ・働き盛り世代の特定健診及びがん検診の受診促進
- ・働き盛り世代の生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防へ取組
- ・とりっぽ（歩）など県が取り組む健康づくり事業への連携・協力
- ・その他働き盛り世代の健康づくりの実践

4 協定を受けて実施する具体的な取組

| | |
|--------------------|---|
| 健康経営マイレージ事業（※） | 事業所が、あらかじめ定められたメニューに従って、社員の健康づくりに取り組んだ場合、事業所に対し、メニューに応じたポイントを付与し、ポイントを多く集めた事業所について、広報・表彰するもの。更に、その中でも特に優れた取組を行った事業所へは、鳥取県知事表彰を予定。 |
| 企業の健康経営を考えるトップセミナー | 社員の健康度を企業の価値とみなし、経営課題として取り組む「健康経営」への意識改革をしてもらうため、企業の経営トップを対象とした「企業の健康経営を考えるトップセミナー」を開催。 |

※協会けんぽの支部と自治体の連携事業としては、全国初の取組となる。

5 見込まれる効果

協会けんぽの被保険者数は、被用者保険の約8割を占め、その大部分が県内の中小企業の働き盛り世代であり、以下に記載するような効果が期待される。

- (1) 職域（特に働き盛り世代）における健康管理対策の推進
- (2) 特定健診やがん検診の受診率の向上
- (3) 県が取り組む各種健康づくり事業の職域への浸透

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな基金制度について

平成26年5月21日

医療政策課

医療・介護サービスの提供体制改革を目的として、国は、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として、地域医療再生基金に替わる新たな財政支援制度（基金制度）を今年度創設する予定であり、都道府県は、基金の執行に係る計画を作成することとなっています。

（1）新たな基金制度の概要

ア 平成26年度の予定額（全国）：904億円（負担割合 国：県＝2：1）

注）各県への配分額については現時点では未定だが、都道府県人口、高齢者増加割合や都道府県計画の評価等を勘案して配分される予定。

（参考）

ア 総額（904億円）を都道府県数で割った額

$904 \text{ 億円} \div 47 \text{ 都道府県} = \text{約} 19 \text{ 億円}$

イ 総額に鳥取県の人口の割合を乗じた額

$904 \text{ 億円} \times \text{約} 60 \text{ 万人} / \text{約} 1.3 \text{ 億人} = \text{約} 4 \text{ 億円}$

イ 対象事業

- ①病床の機能分化・連携のために必要な事業
- ②在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
- ③医療従事者等の確保・養成のための事業

※新たな基金制度が創出される一方で、これまでの国庫補助事業の見直しが行われ、一部の国庫補助事業（地域医療支援センター運営事業等）が平成25年度末で廃止されたが、新たな基金で財源措置することが可能。

ウ 留意事項

- 平成26年度は医療の事業が対象であり、平成27年度からは介護の事業も対象となること（平成27年度以降も新たに積み増しが行われる予定。）。
- 都道府県計画の公正性・透明性を確保するため、官民を問わない幅広い地域の関係者（市町村長、医療を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等）、学識経験を有する者等）から意見を聴取することが重要視されていること。
- 地域医療再生基金の配分が公的な医療機関に偏っていたことから、官民に公平に配分することが求められていること。
- 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象とならないこと。また、既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる新基金への付替えについては、慎重に検討することが求められていること。
- 新たな基金は、これまでの地域医療再生基金との併用は認められないこと。（ただし、イの※の平成25年度末に廃止された国庫補助事業については、併用可。）

(2) 新たな基金の活用に関する本県の方向性等(案)

ア (1)のイの対象事業であり、かつ、「鳥取県保健医療計画」又は「鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画」の推進に資すると考えられる事業を優先する。

イ 事業費の負担割合

県全体で取り組むべき事業や、公益性が高いが採算性が低く、診療報酬ではまかなえない事業等に対しては、全額基金で対応する。

事業効果の地域が限定される事業や、個々の医療機関の運営・整備に係る事業、診療報酬で一定の採算性が見込まれる事業等には、応分の事業者負担を求める。

ウ 次の事業は、基金事業として採択することが望ましくないものと考えられる。

- ・医療・介護サービスの提供体制改革との関連が無いもの
- ・病院独自で実施している奨学金などへの補填
- ・診療報酬で対応可能なもの
- ・既に取り組まれている事業や他の財源が活用できる事業で、新たな基金で取り組む必要性が低いもの
- ・他の事業者が取り組むことが望ましいと考えられるもの
- ・個々の医療機関、介護事業者の事情によるもの
- ・学生の生活費への支援 など

(3) これまでの取組状況及び今後の予定

平成26年3月20日 国による新たな基金制度の都道府県説明会

4月1日 新たな基金制度の県内説明会

※参集範囲：県・地区医師会、県・地区歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、各病院

4月23日 第1回都道府県個別ヒアリング(H26事業の概要)

4月30日 地域医療対策協議会

5月1日 医療審議会

6月頃 第2回都道府県個別ヒアリング(H26事業の内容、H27事業の概要)

7月頃 医療法改正の国会通過後、国による基金の交付要綱の発出

9月頃 都道府県計画の策定

10月頃 国から都道府県への内示

11月頃 国による交付決定

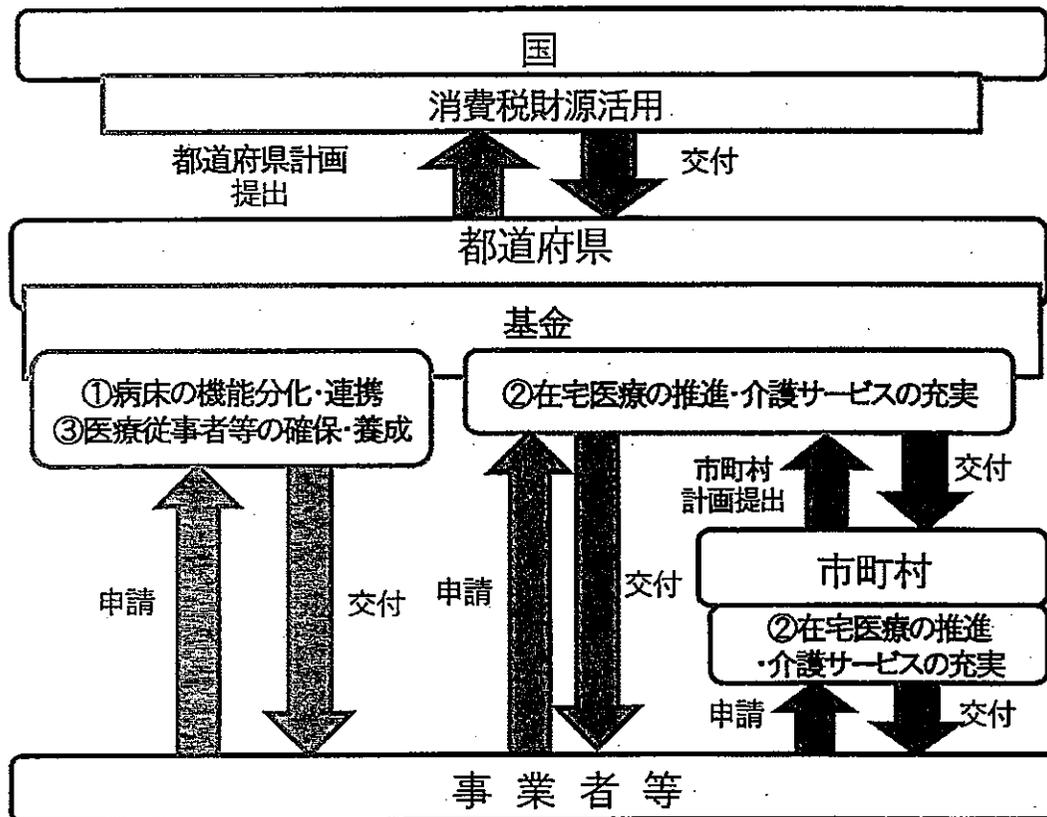
11月補正 基金事業の予算化

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度
：公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
- ◇ 「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設ける。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
- ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
- ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び透明性の確保)

新たな財政支援制度の対象事業(案)

1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業
 - (1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
2. 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
 - (1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
 - (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
3. 医療従事者等の確保・養成のための事業
 - (1)医師確保のための事業
 - (2)看護職員の確保のための事業
 - (3)介護従事者の確保のための事業
 - (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

ドクターヘリの運航実績及びドクターカーの運行実績等について

平成26年5月21日
医療政策課

1 公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績

公立豊岡病院ドクターヘリの就航（平成22年4月17日）から平成26年3月31日までの間の運航状況は以下のとおりです（3府県共同運航事業を平成23年4月1日から関西広域連合へ事業移管）。

1 平成25年度の概況

H25年度の出勤件数は1,422件（出勤後のキャンセル309件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は73件（5.1%）、県内医療機関が受け入れた件数は86件（7.8%）です。また、1日当たり平均出勤件数は約3.9件であり、年々増加傾向にあります（1日当たり最多出勤件数：11件）。

※増加理由 通報から病院搬入までの時間が年々短縮され、ドクターヘリの効果が浸透したため。消防職員が慣れ、躊躇なく要請するようになり、通報同時要請率が向上したため。

2 出勤件数及び医療機関別受入件数

（単位：件、%）

（1）要請府県別出勤件数

| 要請府県 | H22年度(※1) | | H23年度 | | H24年度 | | H25年度 | | 合計 | |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| 兵庫県 | 634 | 74.8 | 1,006 | 80.2 | 1,051 | 82.0 | 1,144 | 80.5 | 3,835 | 79.8 |
| 京都府 | 180 | 21.3 | 213 | 17.0 | 177 | 13.8 | 205 | 14.4 | 775 | 16.1 |
| 鳥取県 | 33 | 3.9 | 35 | 2.8 | 54 | 4.2 | 73 | 5.1 | 195 | 4.1 |
| 計 | 847 | 100.0 | 1,254 | 100.0 | 1,282 | 100.0 | 1,422 | 100.0 | 4,805 | 100.0 |
| 1日当たり平均出勤件数 | 2.4 | - | 3.4 | - | 3.5 | - | 3.9 | - | 3.3 | - |

（2）県内要請機関別出勤件数

| 要請機関 | H22年度(※1) | | H23年度 | | H24年度 | | H25年度 | | 合計 | |
|-------|-----------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-----|---------|
| | 件数 | うちキャンセル | 件数 | うちキャンセル | 件数 | うちキャンセル | 件数 | うちキャンセル | 件数 | うちキャンセル |
| 東部消防局 | 22 | 8 | 28 | 5 | 45 | 11 | 65 | 19 | 160 | 43 |
| 中部消防局 | 6 | 5 | | | 4 | 2 | 5 | 3 | 15 | 10 |
| 西部消防局 | 1 | 1 | 6 | 2 | 4 | 2 | | | 11 | 5 |
| 医療機関 | 4 | | 1 | | 1 | | 3 | | 9 | |
| 計 | 33 | 14 | 35 | 7 | 54 | 15 | 73 | 22 | 195 | 58 |

（3）府県別医療機関受入件数（搬送先医療機関別の受入件数を府県ごとに集計）

| 受入府県 | H22年度(※1) | | H23年度 | | H24年度 | | H25年度 | | 合計 | |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| 兵庫県 | 527 | 74.3 | 850 | 79.1 | 861 | 82.3 | 949 | 86.4 | 3,187 | 81.1 |
| 京都府 | 94 | 13.3 | 118 | 11.0 | 88 | 8.4 | 61 | 5.5 | 361 | 9.2 |
| 鳥取県 | 65 | 9.2 | 95 | 8.9 | 88 | 8.4 | 86 | 7.8 | 334 | 8.5 |
| その他の府県 | 23 | 3.2 | 11 | 1.0 | 9 | 0.9 | 3 | 0.3 | 46 | 1.2 |
| キャンセル等 | 138 | - | 180 | - | 236 | - | 323 | - | 877 | - |
| 計 | 847 | 100.0 | 1,254 | 100.0 | 1,282 | 100.0 | 1,422 | 100.0 | 4,805 | 100.0 |

（4）県内医療機関の県外からの受入件数（割合：県外からの受入件数/県内医療機関受入件数）

| 区分 | H22年度(※1) | | H23年度 | | H24年度 | | H25年度 | | 合計 | |
|---------|----------------------|-------|------------------|-------|----------------------|-------|----------|-------|-----------------------------------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| 県外からの受入 | 49 | 75.4 | 67 | 70.5 | 52 | 59.1 | 51 | 59.3 | 219 | 65.6 |
| 受入病院別件数 | 県中45、日赤1、生協1、岩美1、労災1 | | 県中61、日赤4、岩美1、鳥大1 | | 県中48、市立1、日赤1、生協1、厚生1 | | 県中50、生協1 | | 県中204、市立1、日赤6、生協3、岩美2、厚生1、鳥大1、労災1 | |

3 平成25年度の現場救急の例（県内）

交通事故による負傷及び車両閉じ込め、農機具の下敷き、農耕車で溝に転落、除雪機で左手切断、電動ノコで小指切断、チェーンソーで足を負傷、蜂に刺され呼吸困難、崖から転落、海水浴中溺れる、転倒負傷により吐血・胸部通、食物アレルギー、心肺停止、腹腔内出血等

※1 運航開始がH22.4.17のため、H22年度の算定期間はH22.4.17～H23.3.31。

※2 各件数には出勤後のキャンセルを含む。ただし、2（3）の割合はキャンセルを除いて算出。

II 島根県ドクターヘリの運航実績

中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づく、島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れ開始（平成25年5月27日）から平成26年3月31日までの間の運航状況は以下のとおりです。

1 平成25年度の概況

H25年度の出動件数は725件（出動後のキャンセル30件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は6件（0.8%）、県内医療機関が受け入れた件数は3件（0.4%）です。また、1日当たり平均出動件数は約2.1件です。

2 出動件数及び医療機関別受入件数

（単位：件、%）

(1) 要請県別・要請機関別出動件数

| 要請機関 搬送種別 | 島根県 | | | | | | | | | 鳥取県 | | 広島県 | | | 計 |
|--------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------------|---------------|-----|
| | 松江 消防 | 安来 消防 | 雲南 消防 | 出雲 消防 | 大田 消防 | 江津 邑智 消防 | 浜田 消防 | 益田 消防 | 隠岐 消防 | 西部 消防 | 中部 消防 | 備北 消防 | 安芸 高田 消防 | 北 広島 消防 | |
| 現場救急 | 15 | 26 | 171 | 75 | 40 | 102 | 3 | 3 | 2 | 2 | | 9 | | | 448 |
| 転院搬送 | 10 | | 58 | 9 | 55 | 27 | 9 | 14 | 62 | 3 | | | | | 247 |
| キャンセル | 1 | 1 | 6 | 3 | 1 | 9 | 3 | 2 | 1 | 1 | | 2 | | | 30 |
| 要請機関計 | 26 | 27 | 235 | 87 | 96 | 138 | 15 | 19 | 65 | 6 | | 11 | | | 725 |
| 県計 | 708 (97.7%) | | | | | | | | | 6 (0.8%) | | 11 (1.5%) | | | 725 |

(2) 医療機関別受入件数（県内消防本部が要請した事案及び県内医療機関が県外から受け入れた件数のみ。）

| 要請機関 受入医療機関 | 島根県 | 鳥取県 | | 計 |
|----------------|----------|----------|----------|---|
| | 安来 消防 | 西部 消防 | 中部 消防 | |
| 島根県立中央病院 | | 2 | | 2 |
| 隠岐島前病院 | | 1 | | 1 |
| 鳥大附属病院 | 1 | 1 | | 2 |
| 山陰労災病院 | | 1 | | 1 |
| 要請機関計 | 1 | 5 | | 6 |
| 県計 | 1 | 5 | | 6 |

3 平成25年度の現場救急の例（県内）

交通事故による負傷、伐採木が当たり山から滑落して身体麻痺

（参考）広域連携運航の開始日

- ・広島県 → 島根県 平成25年5月1日
- ・島根県 → 鳥取県 平成25年5月27日
- ・島根県 → 広島県 平成25年6月10日
- ・山口県 → 島根県 平成25年6月17日
- ・岡山県 → 広島県 平成25年10月8日

※ 各件数には出動後のキャンセルを含む。ただし、2（2）はキャンセルを除いて算出。

III 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行実績

鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行開始（平成25年5月7日）から平成26年3月31日までの間の運行状況は以下のとおりです。

1 平成25年度の概況

H25年度の出動件数は34件（出動後のキャンセル8件含む）で、うち県内消防機関が要請した件は33件（97.1%）、県内医療機関が受け入れた件数は26件（100.0%）です。また、1日当たり平均出動件数は約0.1件です。

2 出動件数及び医療機関別受入件数

（単位：件）

（1）要請機関別出動件数

| 要請機関 | H25年度（※1） | |
|-----------------|-----------|---------|
| | 件数 | うちキャンセル |
| 西部消防局 | 33 | 8 |
| 安来市消防局 | 1 | |
| 医療機関 | | |
| 計 | 34 | 8 |
| 1日当たり 平均出動件数 | 0.1 | - |

（2）医療機関別受入件数（県内消防本部が要請した事案及び県内医療機関が県外から受け入れた件数のみ。）

| 要請機関 受入医療機関 | 県別 | | 計 |
|----------------|-----|-----|----|
| | 島根県 | 鳥取県 | |
| 鳥大附属病院 | 1 | 25 | 26 |
| 要請機関計 | 1 | 25 | 26 |
| 県計 | 1 | 25 | 26 |

3 平成25年度の現場救急の例（県内）

交通事故による負傷及び車両閉じ込め、特急電車と人の接触、5m転落（島根県ドクターヘリの搬送傷病者を島根県大田市で中継し、鳥大附属病院へ搬送。）、ネギの根切り機で右手指を切断、粉碎機で左足親指切断・関節骨折、電動鋸で右大腿部切創、重機が転倒し下敷きに、ギャフ（かぎハリ状の漁具）が上腕貫通、漁業中海へ転落、プールで溺れる、登山で下山中滑落、心肺停止、大動脈解離（心タンポナーデ）

※1 運航日が週3日（月・火・木）であるため、年間運行日数は138日。

※2 各件数には出動後のキャンセルを含む。ただし、2（2）の割合はキャンセルを除いて算出。

IV 鳥取大学医学部附属病院ヘリポート整備

県西部の災害拠点病院である鳥取大学医学部附属病院で整備が進められているヘリポート（飛行場外離着陸場）について、7月以降（予定）に供用開始見込みとなりましたので、御報告します。

1 設置場所

鳥取大学医学部附属病院敷地内（米子市西町3-6-1）

2 ヘリポート仕様

- 種類 飛行場外離着陸場
- 構造 嵩上げ式ヘリポート
- 着陸帯寸法 幅2.1m×長さ2.1m×高さ（地上）2.0m

3 事業費

340百万円 ※全額文部科学省の補助金（平成24年度補正予算）で対応。

4 供用開始時期

平成26年7月以降（予定）

※工事完了時期 平成26年6月6日（予定）